

議案第48号

令和7年度（仮称）読谷村屋内運動場電気設備工事請負契約について

令和7年5月8日指名競争入札に付した工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、読谷村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年読谷村条例第10号）第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 令和7年度（仮称）読谷村屋内運動場電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約の金額 | 金77,000,000円 |
| 4 契約の相手方 | 住 所 読谷村字長浜1323番地1
商号又は名称 (株)知花電設・(有)丸優電気
特定建設工事共同企業体
氏 名 株式会社知花電設
代表取締役 知花 新太 |

令和7年6月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實

収入印紙

貼付欄

建設工事仮請負契約書

1. 工 事 名 令和7年度（仮称）読谷村屋内運動場電気設備工事

2. 工 事 場 所 読谷村字座喜味2943-1他12筆

3. 工 期 自 読谷村議会の議決を経た翌日
至 令和 8 年 6 月 24 日

4. 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯 公共建築工事標準仕様書のとおり

5. 請 負 代 金 額 ￥77,000,000-

〔うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額〕 ￥7,000,000-

6. 契 約 保 証 金 ￥7,700,000-

7. 解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

8. 特 約 事 項 な し

上記の工事について、発注者と受注者とはおのの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

株式会社知花電設外1社は、別紙特定建設工事共同企業体協定書により頭書の工事を連帯して請負う。

本契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 7 年 5 月 22 日

発 注 者 読谷村長 石嶺 傳實

受 注 者 株式会社知花電設・有限会社丸優電気 特定建設工事共同企業体

代 表 者 住 所 沖縄県中頭郡読谷村字長浜1323番地1

商号又は名称 株式会社知花電設

氏 名 代表取締役 知花 新太

構 成 員 住 所 沖縄県読谷村高志保326番地

商号又は名称 有限会社丸優電気

氏 名 代表取締役 比嘉 優

工事名：令和7年度(仮称)読谷村屋内運動場電気設備工事

入札業者	入札結果		
	回数	最高額(円)	最低額(円)
(有)イラミナ電設・(有)アート電気工事社 特定建設工事共同企業体 (株)知花電設・(有)丸優電気 特定建設工事共同企業体 (有)尚伸電工・(有)玉城電工 特定建設工事共同企業体 (株)世名城・(有)沖縄総設 特定建設工事共同企業体 (株)おきさん・隆松電気 特定建設工事共同企業体 (株)比謝川電気・南電気 特定建設工事共同企業体 (有)中央電水・(有)三友電水工事社 特定建設工事共同企業体 ワールド電気産業(有)・(有)泰伸電気 特定建設工事共同企業体	第1回目	ワールド電気産業(有)・(有)泰伸電気 特定建設工事共同企業体 (82,600,000)	(株)知花電設・(有)丸優電気 特定建設工事共同企業体 (70,000,000)